

春学期試験にあたって

2017年 6月 1日

1. 受験上の注意

試験を受験する際には、以下の注意をよく読んで間違いのないようにして下さい。

- (1) 受験科目は登録した授業科目に限ります。未登録科目は受験しないでください。(受験をしても単位は取得出来ません)
- (2) 受験者は必ず指定された時間、会場で受験してください。
- (3) 試験場では試験監督者の指示に従ってください。
- (4) **受験にあたっては学生証の提示が必要です。**受験者は必ず学生証を机上に置き受験してください。学生証を忘れてしまった場合は、現代福祉学部事務課で仮受験許可証の交付を受けてください。
- (5) 試験開始後 30 分までの遅刻は受験を認めます。また、試験開始後 30 分は 退出できません。
- (6) 答案には必ず、学部、学科、学年、クラス、学生証番号、氏名を記入してください。これらが不明な場合評価できません。また、答案用紙の持ち帰りは不正行為と見なします。
- (7) 参照可能な科目では、許可されている資料の内容（教科書、ノート、参考書、コピーの可否、書き込みの可否など）をよく確認してください。**参照可能な資料以外を使用した場合、不正行為となりますので注意してください。**

2. 不正行為について

試験時の不正行為は、学問を学ぶ態度に反するものであるとともに、他の受験生に対する重大なマナー違反です。**不正行為に対しては現代福祉学部教授会で厳正に対処します**ので、十分に留意して受験に臨んでください。

－ 不正行為処分基準 － 処分決定の際には次の基準を参考にします。

不正行為態様	処分内容
① 計画性の弱い、または偶発的な不正行為 例：a. 他人の答案の覗き見 b. 問題・答案用紙配布後の話し合い c. 参照可の資料等の貸借 d. 不審な挙動を注意した監督者の指示に従わない e. 答案の持ち帰り	○譴責または1カ月未満の停学 ○当該科目は無効（E評価）
② 計画性が強い、または意図的な不正行為 例：a. 参照不可の試験でカンニングペーパー使用 b. 〃 机上への書き込み c. 〃 テキスト・ノート等の閲覧 d. 参照可の試験で許可されたもの以外の参照・使用 e. 答案用紙の交換（行為の態様により③の受験依頼に該当）	○停学1カ月以上3カ月未満 ○当該科目は無効（E評価） ○不正行為以後に行われる当該期の試験科目の受験を無効（E評価）
③ 受験依頼（いわゆる替え玉受験） 例：a. 依頼された他人が本人になりすまして受験（本人の学生証使用） b. 答案提出直前に依頼した学生の氏名に書き換えて提出	○停学3カ月以上6カ月未満または無期停学 ○当該期全履修科目の受験を無効（E評価）
④ 再犯（不正行為を2回以上行った者）	○処分を加重する ・上記①の不正行為を行った場合は②と同じ処分 ・上記②の不正行為を行った場合は③と同じ処分 ・上記③の不正行為を行った場合は退学および当該年度全履修科目を無効
⑤ 定期試験外（授業内試験等）で不正行為を行った場合 例：a. 定期試験に代替する授業内試験での不正行為 b. 定期試験に代替する論文試験（レポート含む）での剽窃（※）行為 ※剽窃（ひょうせつ）…他人の作品・論文・文章などの字句または説を盗みとって、自分のものとして発表すること。	○行為の態様または計画性の強弱等により上記①～④の処分を準用
◆停学処分の発効日	◇不正行為を行った日の翌日

※この基準は定期試験のみならず、授業内試験、追試験にも適用されます。

現代福祉学部事務課